

○厚生労働省告示第二百二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年五月二十一日

厚生労働大臣 武見 敬三

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後							改正前						
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
(略)							(略)						
2521から 2542まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	2521から 2542まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし
						ニボルマブ、ベムブ ロリズマブ、ソルベ ツキシマブ、トラス ツズマブ、テルクス テカン、ラムシルマ ブ、トラスツズマブ 、オキサリプラチン 、パクリタキセル、 ドセタキセル、化学 療法、放射線療法、 6005、J045なし						ニボルマブ、ベムブ ロリズマブ、トラス ツズマブ、テルクス テカン、ラムシルマ ブ、トラスツズマブ 、オキサリプラチン 、パクリタキセル、 ドセタキセル、化学 療法、放射線療法、 6005、J045なし	
						(略)							(略)
(略)							(略)						
3673から 3676まで	(略)	(略)	(略)			なし	3673から 3676まで	(略)	(略)	(略)			なし
						ラブリズマブ、クロ シリマブ、エクリス マブ、ベグセタコプ ラン、人ハプトクロ ピン、J039、6005、 J045なし							ラブリズマブ、エク リスマブ、ベグセタ コブラン、人ハプト クロピン、J039、 6005、J045なし
						(略)							(略)
(略)							(略)						

(厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件の一部改正)

第二条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件(令和六年厚生

労働省告示第百三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後							改正前						
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
(略)							(略)						
931から 949まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	931から 949まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし
						ルテテウムオキソド レオチド (177L) 、ニボルマブ、 ペムブロリズマブ、 ゾレベツキシマブ、 トラスツズマブ、テ ルクステカン、ラム シルマブ、トラスツ ズマブ、オキサリプ ラチン、パクリタキ セル、ドセタキセル 、化学療法、放射線 療法、G005、J120、 J045なし							ルテテウムオキソド レオチド (177L) 、ニボルマブ、 ペムブロリズマブ、 トラスツズマブ、テ ルクステカン、ラム シルマブ、トラスツ ズマブ、オキサリプ ラチン、パクリタキ セル、ドセタキセル 、化学療法、放射線 療法、G005、J120、 J045なし
						(略)							(略)
(略)							(略)						
1465から 1474まで	(略)	(略)	(略)			なし	1465から 1474まで	(略)	(略)	(略)			なし
						カブラズマブ、ア バダムターゼ、アル ファノシナキサダム ターゼ、アルファ、 インフリキシマブ、 ガンマグロブリン、 メボリスマブ、リツ キシマブ、トシリズ マブ、ペリムマブ、 アニフロルマブ、ア ダリムマブ、ニンテ ダニフエタンシルホ ン酸塩、J039、ボセ ンタン (錠剤に限る 。)、J038 (4に限 る。)、G005、J045 なし						カブラズマブ、イ ンフリキシマブ、ガ ンマグロブリン、メ ボリスマブ、リツキ シマブ、トシリズマ ブ、ペリムマブ、ア ニフロルマブ、アダ リムマブ、ニンテダ ニフエタンシルホン 酸塩、J039、ボセン タン (錠剤に限る。)、J038 (4に限る 。)、G005、J045な し	
						(略)							(略)
(略)							(略)						
2073から 2076まで	(略)	(略)	(略)			なし	2073から 2076まで	(略)	(略)	(略)			なし
						ラブリズマブ、クロ ムリマブ、スチムリ マブ、エクリスマブ 、ベグセタコプラン 、人ハプトグロビン 、J039、G005、J045 なし							ラブリズマブ、ステ ムリマブ、エクリス マブ、ベグセタコプ ラン、人ハプトグロ ビン、J039、G005、 J045なし
						(略)							(略)
(略)							(略)						

(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正)

第三条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第四百四十号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表

	薬剤	番号
(略)		
46	エフガルチギモド アルファ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和4年1月20日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1723から1727まで
	エフガルチギモド アルファ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	3684から3689まで
(略)		
56	ファリシマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和4年3月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1807から1812まで、 1816、1818及び1820
	ファリシマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1821から1825まで
(略)		

改正前

別表

	薬剤	番号
(略)		
46	エフガルチギモド アルファ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和4年1月20日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1723から1727まで
(略)		
56	ファリシマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和4年3月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。)に係るものに限る。)	1807から1812まで、 1816、1818及び1820
(略)		

59	ネモリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年3月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3116
	ネモリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3116から3118まで

(略)

62	バリシチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年6月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3133
	バリシチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3116
	バリシチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3116

(略)

59	ネモリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年3月28日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3116
----	---	------

(略)

62	バリシチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年6月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3133
----	---	------

(略)

71	フェンフルラミン塩酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年9月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1764から1766まで、 1768から1770まで、 1772から1774まで及び 1779
	フェンフルラミン塩酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1764から1766まで、 1768から1770まで、 1772から1774まで及び 1779
(略)		
131	パリビズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
132	フルベストラント（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3151から3153まで、 3164及び3165
133	カピバセルチブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3151から3153まで、 3164及び3165
134	アパダムターゼ アルファ（遺伝子組換え）／シナキサダムターゼ アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3068から3076まで

71	フェンフルラミン塩酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年9月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1764から1766まで、 1768から1770まで、 1772から1774まで及び 1779
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)

135	<u>エルラナタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3635、3636、3641及び3642</u>
136	<u>ダウノルビシン塩酸塩／シタラビン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3579及び3590</u>
137	<u>ニルセビマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	全ての番号
138	<u>システアミン塩酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3267から3272まで</u>
139	<u>サルグラモスチム（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>2185から2188まで</u>

(新設)	(新設)	(新設)

(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件の一部改正)

第四条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件(令和六年厚生労働省告示第百二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表

	薬剤	番号
(略)		
32	エフガルチギモド アルファ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	2084から2088まで
33	フェンフルラミン塩酸塩 (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	296から302まで、304から306まで及び310
34	ファリシマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	351から355まで
35	リファキシミン (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	1223
36	パリビズマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。) に係るものに限る。)	全ての番号

改正前

別表

	薬剤	番号
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)

37	バリシチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
	バリシチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
38	フルベストラント（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1548から1550まで、 1558及び1559
39	カピバセルチブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1548から1550まで、 1558及び1559
40	エルラナタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2034、2035、2040及び 2041
41	ダウノルビシン塩酸塩／シタラビン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1983

(新設)	(新設)	(新設)

48	サルグラモスチム（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	594から601まで	(新設)	(新設)	(新設)
----	---	------------	------	------	------

附 則

この告示は、令和六年五月二十二日から適用する。